

○厚生労働省告示第四百十二号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十八条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の登録及び同令第九条第一項第一号の登録を次のとおり取り消したので、同令第二十条第三号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣 細川 律夫

登録を取り消した養成施設の名称及び所在地	取消年月日
岩手大学農学部農業生命科学科食品健康科学講座 岩手県盛岡市上田三丁目十八番八号	平成二十二年三月二十二日